

他者から権利侵害を受けている精神障がいのある息子に  
安心して暮らしてほしいという父親からの相談

■人権キーワード

障がい者

■相談の主訴

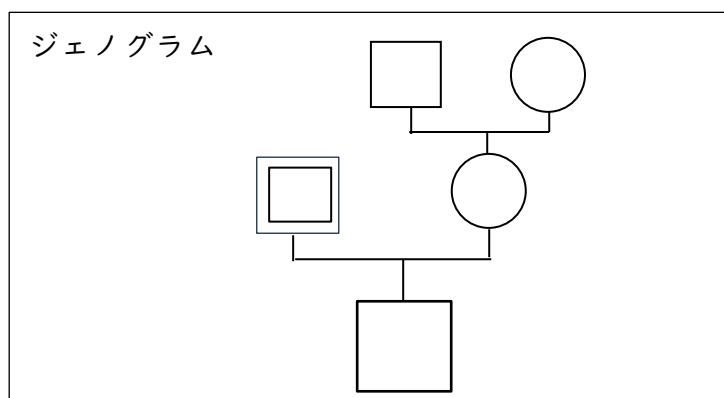
精神障がいのある息子が他者からの権利侵害により数多くのトラブルを抱えており、  
本人の権利が護られ、安心して暮らしてほしい。

■相談者

- ・ 息子は 20 代男性。
- ・ 発達障がいにて精神障害者手帳 2 級を所持。
- ・ 小学生の頃より文字の習得が困難で、その場にそぐわない行動が多く見受けられたため小学校から検査を勧められて受診したところ、学習障害と注意欠陥多動性障害の疑いとの診断を受けた。
- ・ 療育手帳を取得していたが主治医より精神障害者手帳の対象であると指摘され、精神障害者手帳を取得する。
- ・ 本人はおとなしい性格で言い負かされやすく、流されやすい。家では部屋に閉じこもりがちだった。

■家族状況

- ・ 父親と母親との 3 人世帯。
- ・ 息子は数年前から一人暮らしを始めた。
- ・ 父親は仕事優先で家のことは任せきりで、息子に対しては自立して欲しいという想いからあえて距離を取るようになっており、あまり連絡を取っていなかった。
- ・ 母親は息子の障害年金口座を管理して貯金をしており、祖父母の介護もしている。



## ■相談に至った経緯

- ・ 父親が行政の窓口相談され、そこから障がい者の権利擁護相談窓口を案内されて相談に至った。

## ■相談内容・相談者の状況等

- ・ 一人暮らしを始めて早々に鍵をなくしたことから、唯一頼っていた友人より管理の名の下アルバイト代が入る通帳を取り上げられ、言いくるめられて暗証番号も教えた。自宅の鍵は見つからず自宅は荒らされ放題だった。
- ・ アルバイト代は月十数万円ほどあったようだが明細等はなく、息子はいくら稼いでいるかも知らない状態であり、ほとんど友人に取られてしまって手元には月1万円しか残っていないようであった。そのために生活できず消費者金融でキャッシングをして生活費の穴埋めを行って負債が膨らんだ。
- ・ 息子は友人による紹介でアルバイトを掛け持ちしていた。そのためほとんど寝たり食べたりが出来ない状態であった。
- ・ 父親が荒らされた自宅内で栄養失調により倒れている本人を発見。借金があることにも気づいて実家へと連れ戻した。
- ・ 息子は仕事を辞めて実家で療養。アルバイト代の入った通帳は父親の働きかけで友人より返却されたが、その取引記録には本人の知らない出金が多々あり、友人が引き出したものと思われる。
- ・ 父親は警察に息子の通帳から勝手にお金を引き出されていることや家が荒らされていることについて相談をしたが、カギが壊されて家が開けっ放しで確たる証拠がないとの事で具体的な対応をしてもらえなかった。
- ・ 父親は友人とのトラブルの早期解決とともに、子どもの生活の安定について不安を抱えている。

## ■対応

- ・ 父親はこれまでにあちこちに相談に行かれ、相談に行った先でまずトラブルのことを話してしまうので、相談窓口の方もまずはトラブルの解決を優先してしまい適切なサービスにつながっていなかった。
- ・ 息子の生活を立て直すべく、その手段として成年後見制度について詳しく知りたいと来所相談された。その際父親自身が後見人となることを考えておられた。また、友人とのトラブル解決に向けて専門家からアドバイスを受けることも希望された。
- ・ 友人とのトラブルと今後の息子の生活を分けて考える必要があると判断し、まずは成年後見制度の申立てを行うことが適切であると判断した。
- ・ 後見人等には両親が就任することもあるが、債務整理や刑事告訴、搾取された金銭などの対応が想定されるため弁護士が適任であると助言した。
- ・ 息子は就労支援などを受けて落ち着いて暮らしたいとの事だったので、市の障がい福祉サービスなどの相談を案内した。

#### ■評価および今後の課題

- ・ 債務整理や刑事告訴、搾取された金銭などの対応など法的な支援を早急に行う必要のある事例である。
- ・ 不条理な状況を抱えていても、支援者とのつながりのない障がい者はそれを訴えていくことが難しい。
- ・ 今後は障がい福祉サービスや相談支援事業所など、普段の生活の支援（就労支援など）を利用し、生活の立て直しと本人が相談できる第三者との繋がりを持っていくことが適切である。
- ・ 相当に切迫した状況にでもならない限り問題が顕在化しないことが課題である。

#### ■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- ・ 市町村の福祉事務所、障がい福祉担当部署
- ・ 市町村の人権担当部署
- ・ 市町村人権協会・人権地域協議会
- ・ 大阪府立障がい者自立相談支援センター
- ・ 大阪府内の障害者就業・生活支援センター
- ・ 大阪障害者職業センター
- ・ 大阪府内の地域若者サポートステーション
- ・ 大阪府内の地域就労支援センター
- ・ 大阪府内の就労移行支援事業所
- ・ 大阪府商工労働部 就職困難者のための就労支援や就職・定着支援など就職困難者支援関係事業（おおさか人材雇用開発人権センター等）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 成年後見人
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- ・ 包括的相談支援窓口（重層的支援体制整備事業）
- ・ 隣保館、人権文化センター
- ・ 地域包括支援センター